

山梨県PPP／PFI導入指針

1 総則

一 目的

本指針は、PPP／PFIの手法の導入検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

二 定義

本指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) PFI法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- (2) 公共施設等 PFI法第2条第1項に規定する公共施設等
- (3) PPP（Public Private Partnership） 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの（PFI、ESCO、指定管理者制度、包括的民間委託等）
- (4) PFI（Private Finance Initiative） PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うもの（BTO方式、BOT方式、公共施設等運営権事業方式等）
- (5) 公共施設整備事業 PFI法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- (6) 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金
- (7) 運営等 PFI法第2条第6項に規定する運営等
- (8) 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- (9) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。

三 導入推進体制

PPP／PFI（以下「PFI等」という。）の導入に係る体制とその機能は、次のとおりとする。

- (1) PFI等事業化検討会議（以下「検討会議」という。）
知事、副知事、知事政策局長、総務部長、事業担当部局長で構成
ア 5の簡易検討に係る適否の判断
イ 6の詳細検討に係る適否の判断
ウ その他PFI等の推進に関し必要な事項
- (2) PFI等推進事務局（以下「事務局」という。）
行政経営管理課（制度所管課）
ア PFI等制度の運用・推進
イ やまなしPPP／PFI地域プラットフォームの運営

ウ P F I 等事業化検討会議の運営

エ P F I 等導入に係る事業担当課の支援

(3) 事業担当課

P F I 等事業化の導入検討

2 P F I 等導入検討の開始時期

次に掲げる公共施設等の整備・運営の方針を検討する場合に、当該公共施設等の P F I 等の導入について併せて検討を行うものとする。

(1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合

(2) 公共施設等の運営等の見直しを行う場合

(3) 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定) IV の「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき

3 P F I 等導入検討の対象とする事業

次のいずれかに該当する公共施設整備事業を検討の対象とする。ただし、事業費が以下の金額を下回った場合であっても、本県又は他地方公共団体等で導入実績のある事業については、P F I 等導入検討を行うことができるものとする。事業担当課は、対象事業がある場合、速やかにその概要を別添様式 1 の事業概要書に記載し、事務局まで報告することとする。

(1) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)

(2) 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

なお、次に掲げる公共施設整備事業については P F I 等導入検討の対象から除くものとする。

(1) 民間事業者が実施することが法的に制限されているもの

(2) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要があるもの

(3) 道路、河川等の公共事業及び県単独公共事業で整備されるもの(民間の創意工夫の余地が認められるものを除く。)

4 適切な P F I 等の手法の選択

一 採用手法の選択

事業担当課は、導入検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な P F I 等の手法(以下「採用手法」という。)を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

二 検討の省略

次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、5 の簡易な検討、6 の詳細な検討の全部又は一部を省略することができるものとする。

(1) 指定管理者制度を採用手法とする場合

次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

- (2) 民間事業者からPFI等に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が検討会議において適切であると認められる場合

次の5の簡易な検討のうち二の定量評価を省略し、一の定性評価、6の詳細な検討を実施

- (3) 当該事業の本県及び他地方公共団体等における同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が検討会議において適切であると認められる場合

次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

検討の対象となる公共施設整備事業について、導入の可否について庁内において判断するため、次の一及び二により検討会議において採用手法の導入の適否を評価するものとする。その結果、導入に適しないとされた公共施設整備事業は、6の詳細な検討を行うことなく、PFI等を導入しないこととする。

一 定性評価

事業担当課は、別添様式2のPFI等簡易定性評価調書により、主に次に掲げる視点で、採用手法の導入の適性を評価するものとする。

- (1) 民間が事業を実施するノウハウを持っているか。
- (2) 民間事業者の参画の可能性があるか、事業実施に競争原理は成り立つか。
- (3) 事業実施スケジュールは成り立つか。
- (4) 住民サービスの向上は見込めるか。
- (5) 補助金など資金調達に制約がないか。
- (6) 法制度上の制限はないか。

二 定量評価（費用総額の比較による評価）

事業担当課は、検討会議において一の定性評価の結果、当該事業がPFI等の導入について適性が認められると判断された場合、別添様式3のPFI等簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較するものとする。4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 民間事業者の適正な利益及び配当
- (4) 調査に要する費用
- (5) 資金調達に要する費用
- (6) 利用料金収入

三 その他の方法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により定量評価（費用総額の比較）が困難と認めるときは、二にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により評価することができるものとする。

- (1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- (2) 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討（導入可能性調査）

事業担当課は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、民間事業者の参加意向の把握、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額等を比較するものとする。その後、検討会議において、この比較結果を踏まえ、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 検討会議の省略

事業担当課における5の簡易な検討又は6の詳細な検討の結果について、検討会議の構成員への個別協議等をもって検討会議の開催に代えることで、検討会議の開催を省略することができる。

8 評価結果の公表

5の簡易な検討又は6の詳細な検討の結果、PFI等の導入に適しないと評価した場合には、導入しないこととした旨及びその評価の内容を県ホームページで公表するものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成29年11月8日から施行する。
- 2 この指針が施行された時点において、基本設計が行われているなど建設や運営の主体が決まっている公共施設整備事業については、この指針の対象としない。
- 3 やまなしPFI事業導入指針（平成14年12月策定）は、廃止する。

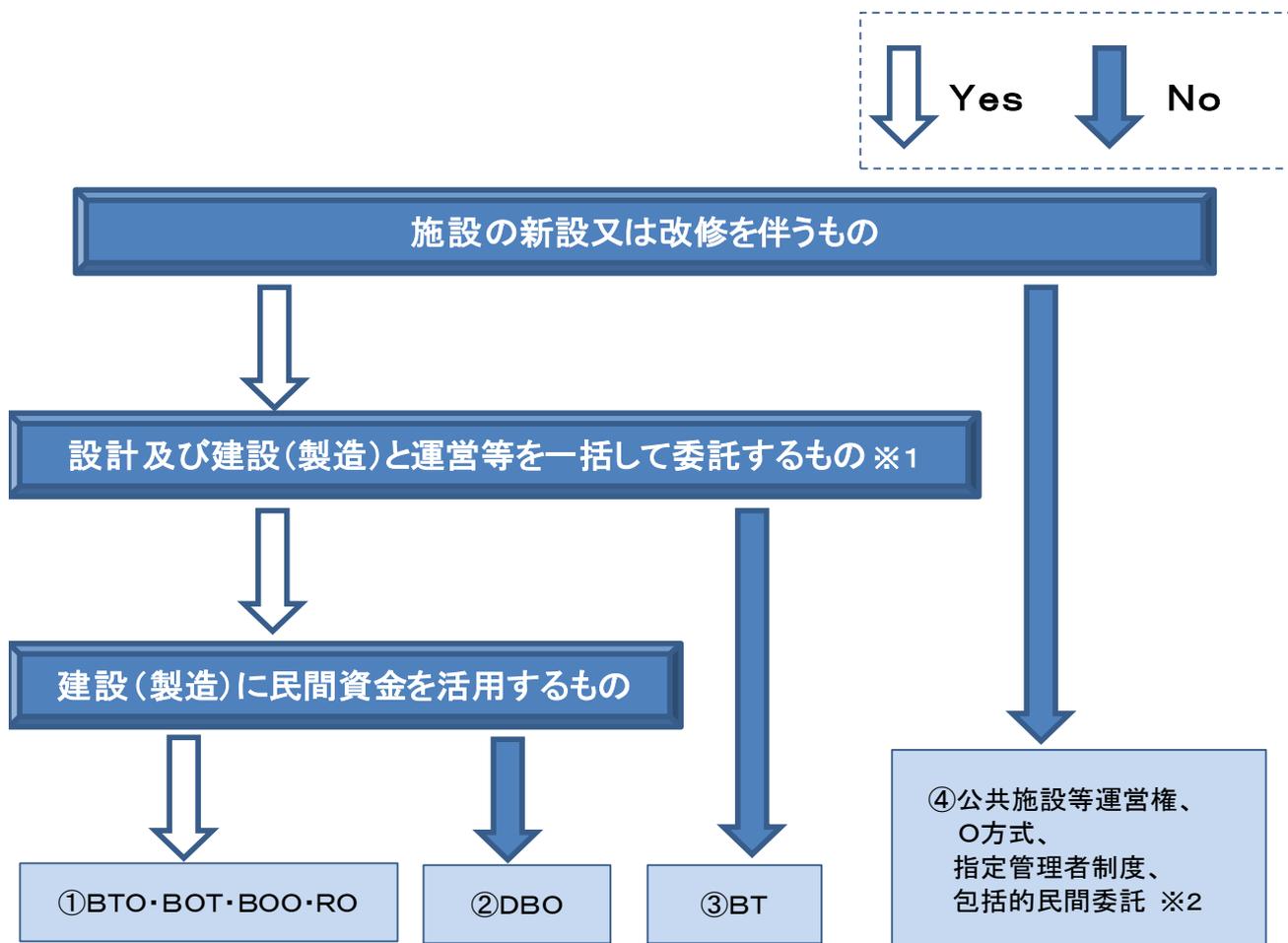
附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年11月1日から施行する。

採用手法選択フローチャート



※1 例えば、以下の場合には、「No」を選択することが考えられる。

- (1) 新たに建設(製造)を行う公共施設等についても、別の公共施設等とともに一括して当該公共施設等を新たに建設(製造)を行う民間事業者以外の者に運営等を委託することによって、運営等に係る公的負担の抑制が期待できる場合
- (2) 当該公共施設等に係る将来の状況の変化が大きい(急速な技術革新の進展や利用に係る需要の大幅な変化等が予想される)ことから、建設(製造)後の運営等に係る契約内容や要求水準の検討が困難である場合等

※2 各々の手法の下記特徴を踏まえて、簡易な検討の対象とする手法を決定する。

- (1) 公共施設等運営権
次に掲げる事項の全てに該当する場合に採用することができる。
 - ・公共施設等の管理者等が公共施設等の所有権を有していること
 - ・公共施設等が利用料金の徴収を行うものであること
- (2) O方式
・(1)に該当しない場合でも採用することができる。
- (3) 指定管理者制度
・公共施設等が地方自治法に基づく「公の施設」に該当する場合に採用することができる。
- (4) 包括的民間委託
・公共施設等の維持管理又はこれに関する企画に掲げる二以上の種類の業務について、民間事業者に一括して委託する場合に採用することができる。